

福岡市保健福祉審議会 平成 25 年度第 2 回地域保健福祉専門分科会 議事録

1 日 時

平成 25 年 11 月 18 日(月)午前 10 時～午後 12 時

2 場 所

福岡ビル B ホール

3 出 席 者

別紙のとおり

4 議 事

(1) 開会

(2) 報告

- ① 福岡市保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について
- ② 地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業について
- ③ 福岡市生活困窮者自立促進支援モデル事業について
- ④ みんなで見守り「徘徊高齢者捜してメール」の実施について
- ⑤ 「ふれあいサロン」アンケート調査の報告について

(3) 閉会

5 議 事

(1) 開会

事 務 局： 定刻前ではあるが、皆さんおそろいであるので、ただいまから平成25年度第2回福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会を開催する。

本日の出席委員数であるが、地域保健福祉専門分科会定員12名のうち、本日は9名出席をいただいている。定足数である過半数に達しているので、福岡市保健福祉審議会条例第7条第9項の規定により、本日の会議は成立することを報告する。

なお、今林委員，長柄委員，山崎委員の3名が本日は欠席である。

また、本専門分科会は、福岡市情報公開条例に基づいて、原則公開となっている。

ここで、本日の会議資料を確認させていただく。

〈資料の確認〉

それでは、今後の会議の進行については、岩城会長にお願いする。

(2) 報告

分科会長：今日は5件の報告事項があり、まずは資料1について、事務局より説明をお願いします。

事務局：〈資料1について説明〉

分科会長：それでは、各委員から質問等伺いたい。

委員：進行管理というところでの話で、例えばいきいきセンターふくおかについて、実際に接したことがある人は少ないが、それにかかった方は随分満足度が高いということであったが、例えば問19で満足度のパーセントが出ているが、それぞれの母数は全部違うというふうに理解してよろしいか。

事務局：その通りである。

委員：これから先の地域福祉の論点からいうと、非常にリスクの高い人についての相談体制と別に、一般の人たちに対する予防的な措置というような観点からの評価というのが地域福祉計画の中では非常に大きい意味を持っていると思う。今後これらを指標として考えられる場合は、少しその観点も入れて検討したほうがいいと思う。これに対するコストの問題だとかそういうことを考えると、相当課題もあるのではないかと思うので、そのあたりの内容の検証をもう一段やるといいと思う。

事務局：予防措置や、これから高齢化がより進んでいく中で健康の維持管理そして介護予防ということでどう取り組んでいくか、またどういった意識を持っているのか、そしていきいきセンターふくおかをはじめ、一般の高齢者への認知度といったものもまた高めていく努力が必要と考えている。

市民アンケートで反映できる調査ができないか、努力していきたいと思う。

分科会長：相談内容がもう少し出てくると、委員が指摘したようなことがかなりあるのではと思う。

ほかに質問等ないか。

委員：平成24年度と25年度に回答された方の年代構成の割合は大体同じだと考えてよろしいか。

一般的に高齢者の方のほうがこういった事前のアンケートに関しては固定的な答えをされるということが、大体どの調査でもみられ、そこを確認させていただきたいのと、もう一点が14頁に関して、実施状況を見ると、基本的にどの項目もいい方向に延びているというのが全体的な傾向かと思うが、その中で2

番と3番だけがちょっと下がっている。高齢化のことを考えると、声の訪問や食の自立支援・配食サービスの数が下がるというのは不思議な気がするのですが、どのような状況か教えていただきたい。

事務局： まず一点目は、委員の指摘のとおり、毎年度ほぼ同じような状況から選出されているので大きな変わりはない。

次に、14頁の声の訪問と食の自立支援・配食サービスの関係であるが、食の自立支援・配食サービスについて、一つには民間の事業者の進出が非常にあるということで、落ちているという状況があらうかと思う。

同様に声の訪問であるが、これに関しても、少し民間のほうで携帯会社等の安全確認のサービスといったものが増えており、また、毎朝電話がかかってくるというところに若干抵抗がある方もいる。

この辺のサービスは民間の事業が随分進出しているので、こういったところとの関係も含めて、今後考えていく必要がある事業かと考えている。

分科会長： 他に質問等ないか。

委員： いきいきセンターふくおかの活動について、需要が多いようである。例えば15頁の10番を見ると、②の介護予防ケアマネジメント業務というのは非常に人気が高い。これはある年齢に達すると市のほうからアンケートが来て、それに応じて介護予防教室などに通うからである。

ところがそれ以外の、例えば権利擁護業務は、アンケートなどを出す対象が絞られていない。その辺のところをもう少しきめ細かに把握し、色々な形で相談がありませんかと尋ねる対象者を絞って、市のほうから何らかの形で連絡が行くことで、もっと増えるような気がする。

事務局： いきいきセンターの充実に関して、周知啓発を図っているところであり、介護予防事業についてはダイレクトメールを送っている。権利擁護等に関しても高齢者に一番接している民生委員など地域役員の方々に周知をしているところである。

分科会長： 他に質問等ないか。

ないようなので、引き続き、資料2について、事務局より報告をお願いしたい。

事務局： 〈資料2について説明〉

事務局： 〈パワーポイントにより、事業報告〉

分科会長： それでは、各委員から質問等伺いたい。

委 員： 私の校区でも3年前から中学生のボランティアで孫の手サービスというもの
を公民館だよりで発信しているが、頼まれる方が気の毒だという受け取り方を
し、声を上げてくれないというのが現実である。

見守り隊は、どういう形で広報していくのか。町内によっては、見守る側が
もう見守られる側になっているような現実もある。

中学生やP T A関係を巻き込み、市民協あたりとも連携して、常に子供たち
が通学しているようなところの中でということも含めて、もうちょっとプラス
されるといいという感想を持った。

事 務 局： 生活支援グループについては、やはり遠慮してあるというところがある。

城浜校区の場合は町内単位のグループをつくっており、比較的活動者と頼む
と想定される方々が、顔の見える関係の中でのグループを立ち上げている。ふ
れあいサロンや、町内清掃のときに広報するというところに今努めているところ
である。

また、子どもの取組みであるが、城浜の中では廃品回収、リサイクルの回収
を子供会が訪ねていくという活動を始めたところもあり、子どもを巻き込んだ
動きが少しずつ今できているところである。

委 員： 今の見守り・つながりマップであるが、この管理はソーシャルワーカーのほ
うでやってあるのか。

事 務 局： 城浜校区の場合は、個人情報を書いてある見守りカルテは町内会長が保管す
るという約束で回収している。作成したマップのほうは、見守りの担い手が町
内役員というルールをつくっているので、町内三役と民生委員など町内全体を
見渡す方は町内の全部の棟のマップを持って、組長というのは棟の責任者にな
るので、自分の棟だけのマップを持っている。

委 員： 民生委員が災害時要援護者などの持っている情報を自治会のほうに簡単に漏
らしていいものかということが一つ引かかる。

民生委員が名簿を持っているから高齢者の分は民生委員がやるべきというと
ころもある。

電球交換などにしても、シルバー人材センターのワンコインサービスなど、
いろいろなサービスがあり、どこに頼んでいいかわからないような状態が起こ
っているのもう少し徹底したほうがいいかと思う。

事 務 局： この地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業のところのマップづくりにつ
いては、本人の同意があり、管理を徹底すれば問題ないかと考える。

民生委員が福岡市と一緒に取り組んでいる災害時要援護者台帳の個人情報の関係については、地域を見守るためには情報が必要だけれどもなかなか出てこないということで、自治協議会の会長からいろいろと要望があっているところである。この点については、今年6月に災害対策基本法が改正され、市民局を中心に検討を進めているところである。

地域での近隣の付き合いの中での支援も含め、シルバー人材センターのサービス、またそれ以外のボランティアサービスなどもっと必要ではなかろうかと思うが、その情報提供の仕組みが、これから課題になろうかと思う。

委員： この3年間培ったノウハウをどう生かしていくかということについて、特に今後考えていく計画が何かあったらお聞きしたい。

事務局： こういう成果を全市に展開していきたいと考えている。3年間の成果を圧縮して短い期間でより多くの校区に広げていきたいと思う。

そのためには、社会福祉協議会のほうで培ったノウハウをどれだけほかのスタッフに伝えていけるかといったところを検討いただき、来年度から進めたいと考えている。

委員： こういう活動をしていく上で、校区社会福祉協議会というのが基本的な活動の場になる。その校区社会福祉協議会が、活動の場として住民に意識されていないというのが福岡市の問題である。

ほかの市では、校区社協の活動が認識されているところが多い。

民生委員と自治会長とこの校区社協という中での責任の分担、共有、この仕組みをしっかりとすることが非常に重要な課題ではないかと思う。

同時に、これから先、全市展開するということになると、その数の問題、人件費の問題などを考えた場合に、どこまでできるかということが一つの宿題だと思う。まず前段の話はで市のほうから答えていただきたい。

また、一人で校区を担当してコミュニティソーシャルワークをやってきて、こういう後方支援的なものがあつたらいいなということについての気づきがあれば二人のコミュニティソーシャルワーカーから言葉をいただきたい。

事務局： これから高齢社会が進行する中で高齢者をどうやって支えていくかというのは、校区社会福祉協議会あるいは民生委員だけでは難しいことである。

地域全体で高齢者を支えるということが必要であり、コミュニティ全体に関わる問題である。そういった点では、三つの団体だけではなく、地域のいろいろな団体がどのように支えていくかということで、地域福祉におけるコミュニティのあり方も含めた部分での検討を進めていきたい。

事務局：進めていく中での我々へのスーパーバイズとしては、社協内での情報交換、取り組んでいるワーカー同士での情報共有などがある。また、特に個別支援のときには日常生活自立支援事業を担当している部署との情報交換をするといったこともあった。

また、この事業を評価していただく評価委員会の外部委員からいただく意見も参考にしている。

いきいきセンターとも日ごろから情報交換をしており、個別で感じてある課題から我々の地域活動に何かつなげるものを考え出すなど、違う分野でのワーカー同士の情報交換なども行っているところである。

事務局：南区の場合は区役所の地域保健福祉課が中心になって一緒に取り組んでいる。例えば校区の大きな方針を話し合うような会議であった場合には、区役所または南区社協の事務局長なども一緒に参加してバックアップしてもらい、ワーカー一人でいろいろな話をいろいろな立場の方々とするのが難しいときに、上司や区役所の協力というのも非常に大きかった。

委員：いきいきセンターの関わり方というのも非常にこれから重要になり、そこでどういう連携のあり方があり得るのかということについても、もう一段検討してみる必要があると思う。

ひとり暮らしの世帯、今は元気だけれどもというような人たちの見守りといったような量的な問題を考えた場合、地域づくりというような観点からも進めていかなければならないということになると、市役所での体制としても横断的な連携を求めなければならないことになり、関係機関が随分多くなる。

そのところも少し整理し、課題を明らかにする必要がある。

委員：校区社協の活動の関係について、福岡市社協としての反省もあるが、一番大きかったのはリーマンショックの関係である。リーマンショックの関係で生活福祉資金貸付業務に追われてしまい、社協職員が地域に出ていくことが数年できず、民生委員が月に1回行う定例会にさえ出席できないという区も発生するような状況であった。そういったところから、社協は何をしているのかという指摘を各方面からされ、いろいろな方々に参画いただいて議論の場を設けてきた。

その反省の上に立ち、アウトリーチとルートセールスということで、職員が地域に出て、地域が何に困っているかというニーズを酌み上げてくるよう指示を出している。

ふれあいネットワークについて説明をした中で、大体700自治会・町内会ぐらいのところ、ごみ出しなどの支援をしており、やはり人間関係が発生しないと、ニーズが出てこない。

実際に困っている方々が何に困っているかというニーズをつかみ、そういっ

た中で社協として分析し、それをいかに地域に還元していくかということが社協の使命だと思っている。やはり地域での人間関係ができないとなかなか進まないということが問題として明らかになってきている。

委員： 私の校区はネットワークに16町全部加盟しており、サロンも5つ立ち上げて、社協としての活動は順調に行っているが、それが社協の事業だという認識が校区の方たちにはない。福岡市は校区社協の認知度が低いということは、現場では本当に感じる。

今回、ネットワーク事業について、市よりコミュニティの見直しの検討があるが、そういったことも含めて、社協として今のコミュニティの見直し果たして本当に校区に浸透していくのかということは考えているのか。

委員： 地域でいかに使いやすいか、やりやすいということが一番大事だと思っている。各区ごとに会長会を開催し、説明して、それをもとに各校区ごとに議論したものを集約して、社協としての意見をまとめていきたいと考えている。

委員： 校区内には各種団体がそれぞれの役割を持ちながらまちづくりに努めているところであるが、各種団体と、それぞれがお互い連携を図りながら、これからは1歩2歩でも進んだまちづくりにしていく必要があると思う。

分科会長： 資料2についての質疑は以上で打ち切らせていただき、引き続き、資料3について事務局より報告をお願いしたい。

事務局： 〈資料3について説明〉

分科会長： それでは、各委員から質問等伺いたい。

委員： 窓口名が生活困窮者自立支援センターということだが、この生活困窮者という言葉が入っているところに、本当に生活に困っていても、誇りのある方は行きづらいように感じる。

事務局： 生活困窮者について、法案では「生活困窮者とは現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものをいう」というような定義づけであり、ここがどの範囲を指すのか非常に曖昧である。

最終的に平成27年度からこの制度を実施するということで今法案が審議されているので、この制度に関する問題点、名称についてもどの程度の相談者が窓口を利用されるのかも含めて、検討していく必要があるかと思う。

委員： 今まで生活保護の相談は各区の保護課でやっていたが、これは全部まとめられるということか。

事務局： 各区の保護課における相談業務について、生活保護法に基づく生活保護の実施についてはこれまでどおり行われるので、まず区役所に相談に行かれる方もあろうかと思う。その中で、最初に区役所に来られた方については、区役所のほうで話を聞いた上でその方の状況に応じて、今回新たに設けられるモデル事業の窓口につないで、このモデル事業の制度の中でケアしていくことも想定される。逆にモデル事業の窓口から、区役所につなぐ場合もある。

委員： あくまで相談であり、そこで生活保護を受けてもいいという判定が出るわけではないということか。

事務局： 生活保護が必要かどうかについては、あくまでも生活保護の実施を担当している福祉事務所のほうで決定するので、こちらはあくまでもそこに至る前の段階で、生活保護を必要とせずに支援を行っていくということである。

委員： ハローワークなどへの世話も行ってくれるのか。

事務局： 就労支援についてその方に応じた就職がどういったものがあるかということとは、ハローワークのほうで支援をしているが、この相談窓口がその方の支援プランをつくり、寄り添う形で支援をしていく。

委員： 高齢者で年金受給者が生活困窮に陥るということもあろうかと思う。そういう場合に、いろんな支援計画を策定すると思うが、例えば漁業を扱っている人たちが、船が少し壊れて修繕しなければならないなどのときに、支援センターへ行って計画を作成してもらっても、生活資金を貸し付けただけでは間に合わないのではという気がする。そういうとき、福祉医療機構が行っている年金担保融資のところの相談まで含めて支援計画をするのか。

事務局： 今回のモデル事業の窓口に、さまざまな方が来られるということを想定している。

事業継続に関して困難を来すという場合に関しては、その事業に関連する公的な機関などの支援策がないかということについても、把握した上でつないでいくということは考えられる。

また、年金担保融資の関係については、一時的に融資を受けてしまうと、収

入が途絶えてしまって生活に困るといった形で、実際にこの相談に来る方もいるので、そういった形になる前に、どうしてそういった生活資金が必要になるのかとか、必要に応じて生活保護が必要という判断がなされれば、年金で足りない部分を生活保護で補うとか、相談の内容によって、適切に対応していく必要があり、その点についても検討していくことになるかと思う。

委員： 年金担保融資は政府の事業として行っているが、現実には市中の金融機関で取り扱っている。市中の金融機関へ行ってしまうと、細かな生活相談や返済計画などを行わないため、市中の金融機関、銀行などではどんどん貸し付けて後で困るというようなケースも出てきている。

そういうことも含めてこちらで対応し、銀行だけというわけにはいかないと
思う。

分科会長： 銀行は総合的なアセスメントや自立支援のための支援プランなどを作成しないが、ここはそれをして個別の一人一人についての債権を見るところであるから、ぜひ成功していただきたい。専門的な相談に精通している方がたくさん必要になってくるのではないかと思う。

他に質問等ないか。

ないようなので、引き続き、資料4について事務局より報告をお願いしたい。

事務局： 〈資料4について説明〉

分科会長： それでは、各委員から質問等伺いたい。

委員： このメールは福岡市全体で一括りになっているのか。福岡市全体だとかなり遠くの分までくることになるので、区単位でということは考えていないのか。

事務局： 市全体でということで考えている。実際に搜索協力できる場所（区）は、事前に尋ねるが、メール配信については登録した方全員に行う。

委員： この仕組みづくりが有効に機能するためには、その人の行動範囲内にいる協力サポーターを組織化しておかないと、福岡市のように距離が離れれば離れるだけ広域化して、交通機関もあって、非常に探しづらいという状況が起こる。

このあたりは福岡市の状況に応じたもう一工夫が要るのではないかと感じる。

事務局： こういう形で今回開始するが、事業を実施していく中でいろいろな課題等も見えてくるかと思うので、順次検討させていただきたいと思う。

委員： メール配信は、365日8時から20時だが、徘徊者はこの時間帯が多いのか。

事務局： 夜間は家族で見守られるということであり、時間帯としては8時から20時までということをして現在では設定している。

ただ、今後24時間体制も含めて検討は必要かと考えている。

委員： 私が聞いた話では、家族が寝静まった後、出ていくということで、そういう質問をさせていただいた。

分科会長： 他に質問等ないか。

ないようなので、引き続き、資料5について市社協より報告をお願いしたい。

事務局： 〈資料5について説明〉

分科会長： それでは、各委員から質問等伺いたい。

委員： 後期高齢者の地域生活を支える地域拠点としての機能が高まるのではというところで、問題はこのサロンがどこで開かれているかという場所の問題と関係し、足の便をどういうふうに確保していくのかというのが、現場では相当課題になっているものではないかと思う。

アンケート調査でこういう成果があるということを裏づけるデータの収集というのも必要であるが、もう少し今後の課題についての情報を収集するような調査もやっていく必要があるかと思う。

分科会長： 他に質問はないか。

ないようなので、本日の報告については以上であるので、マイクを事務局へお返しする。

(3) 閉会

事務局より閉会の挨拶があり、本専門分科会を閉会した。

【別紙】出席者一覧

1 地域保健福祉専門分科会委員(※五十音順)

氏 名	役職・専門分野等	備考
石 田 重 森	福岡大学名誉学長	
岩 城 和 代	弁護士	分科会長
小 川 全 夫	熊本学園大学社会福祉学部教授	
櫻 井 千恵美	福岡市七区男女共同参画協議会代表	
黨 實 雄	福岡市民生委員児童委員協議会副会長	
鳩 野 洋 子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授	
廣 田 勝 義	福岡市公民館館長会会長	
松 田 潤 嗣	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	
山 口 繁 実	福岡市自治協議会等七区会長会代表	副分科会長

2 福岡市保健福祉局(※組織順)

氏 名	所 属
中 島 淳一郎	福岡市保健福祉局長
荒 瀬 泰 子	福岡市保健福祉局理事
池 見 雅 彦	福岡市保健福祉局総務部長
鹿 毛 尚 美	福岡市保健福祉局総務部総務課長
高 木 三 郎	福岡市保健福祉局総務部政策推進課長
平 田 英 明	福岡市保健福祉局総務部保護課長
中 村 卓 也	福岡市保健福祉局高齢社会部長
平 田 俊 浩	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
佐 藤 文 子	福岡市保健福祉局高齢社会部地域保健課長